

〔新刊書評〕

## 三浦まり・衛藤幹子 著

## ジェンダー・クォータ ―世界の女性議員はなぜ増えたのか

明石書店, 2014年

杉田孝夫

本書は、「なぜクォータが登場したのか」それが「どのように役立つのか」さらに「いかなる課題があるのか」という共通の問題枠組みのもとに、スウェーデン、フランス、スコットランド、イングランド、アルゼンチン、韓国、台湾のクォータ導入の経緯と効果と課題を比較検討し、そこから日本における女性の政治的過少代表性の理由を明らかにし、是正のための手掛かりを探る、すぐれて学術的かつ実践的な共同研究の成果である。

まず本書の構成を紹介し、以下各章の論点をかいつまんで紹介する

はじめに (三浦まり・衛藤幹子)

第1章 なぜクォータが必要なのか (衛藤幹子・三浦まり)

第2章 多様な政治的アイデンティティとクォータ制のひろがり (スティール若希)

第3章 スウェーデンにおける政党型クォータと女性運動 (衛藤幹子)

第4章 フランス共和国とパリテ (石田久仁子)

第5章 アルゼンチンにおける法律型クォータの導入とその効果 (菊池啓一)

第6章 韓国における女性候補者クォータ制の成立過程と効果 (申琪榮)

第7章 台湾の女性定数保障制 (福田円)

第8章 スコットランドにおける権限移譲とジェンダー・クォータ (淵元初姫)

補論 イギリス労働党と女性のみの公認候補者名簿 (木村真紀)

終章 日本におけるクォータ制成立の政治的条件 (三浦まり)

むすび

1. クォータは、その実施を全政党に義務づけ、違反政党への罰則規定を伴う強制的な「法律型クォータ」と政党が独自に自発的に実施する「政党型クォータ」に分けられる。「政党型クォータ」が西ヨーロッパで発展してきた制度であるのに対して、「法律型クォータ」は西ヨーロッパ以外で主に発展してきた制度である。西ヨーロッパの「政党型クォータ」の配分率が40%から50%であるのに対して、アフリカ、アジアで1990年代以降広がった「法律型クォータ」の配分率は20%から30%に設定されていることが多いという。

クォータ制が国際的に注目されるようになったのは、とくに1995年の北京で開催された世界女性会議の重要議題として女性の政治的代表的向上が取り上げられ、そこで95年までに意思決定の場における女性比率を30%にするという85年のナイロビ将来戦略勧告の達成度が公表されてから、クォータ制導入が加速したという事情がある。女性運動と国際社会の圧力の影響力の大きさが窺える。

クォータを導入した各国において、男女の機会の平等の実質的保障、性差および当事者性の重視、意思決定過程の民主的正統性を高めるために女性議員の増加が必要であるといった観点がクォータの正統性の論拠とされ、女性の政治参加を推進する女性運動とそれを支持する政党の政策立案が結びついて、導入を促したという

指摘は示唆的である。

クォータの導入によって女性議員が増えたからといって、女性関連政策がより推進されるようになるとは限らないが、クォータなしには女性の政治参加は難しいという指摘は、重い。女性議員が少なくても、少数の強い関心を抱く女性議員がいれば、政策は動くという「クリティカル・アクター」説も時と場合によっては妥当性をもつであろうが、女性議員がある程度の人数（おおむね30%）がなければ、影響力を確保することは難しいという「クリティカル・マス」（決定的女性議員比率）説は、重要な示唆であり、もっと注目されるべきである。

2. 日本の選挙制度には、地域クォータ制が埋め込まれているという指摘は、きわめて示唆に富む指摘である。政治的アイデンティティを構成するのは、地域性だけでなく、イデオロギー、身体的存在の三つの側面があり、それらによる権力分有メカニズムが選挙制度に導入されることが、民主主義を深めることにつながるとし、身体的アイデンティティを保障するのがジェンダー・クォータに他ならないという指摘である。傾聴に値する論理である。

3. スウェーデンでは、政党クォータが始まる以前の1970年代半ばに女性議員比率はすでに20%に達し、1985年には30%を超えるようになっていた。1988年総選挙以降採用されたクォータ制が女性の政治的表現性の向上の契機になったわけではなく、むしろクォータはすでにクリティカル・マスに達した比率をさらに押し上げ、ジェンダー・バランスをより等しいものにする上で効果を発揮したことを明らかにしている。スウェーデンの女性運動は伝統的に政党との結びつきが強かったことが前提にあるとはいえ、女性運動の既成政党や労働組合への合流が、党内外の女性の政党に対する影響力の強さを生み出していることは注目に値する。自らの表現性の向上を社会に向かって強く主張する女性自身の声が女性の政治的影響力の向上を基礎づけていることを明らかにしている。

4. 1970年代から80年代にかけてフランスで

もクォータによって女性議員を増やそうという試みがあったが、差別是正のクォータ制が共和主義シティズンシップの基本的諸原理に抵触すると憲法院判断を克服するために、共和国の普遍主義に合致する論理として男女同数原理が提示された。「自由、平等、友愛」に対して「自由、平等、パリテ」を対抗標語として、パリテは差別是正措置ではなく、男女同数から構成される共和国において、その政治代表も同様に男女同数からなることを、民主主義の要素として位置づけるべきだというわけである。これによって「パリテ」の用語は、不平等な現実を一気に可視化させた。こうしたフランス国内での女性運動における理論的深化が、EUの男女機会平等政策の推進と連動して、フランス国内での男女同数議会実現への道を切り開いていった経緯が詳しく論じられている。パリテ論争が「普遍主義の政治文化のなかで展開されたフランス知識人の中でのフランス的論争だった」という一文は印象的である。ちなみに2015年には県議会が男女同数になるという。

5. アルゼンチンは法律型クォータを制定した世界で最初の国であり、その後ラテンアメリカでクォータの導入が相次いだ。男性優位社会でなぜ可能だったのか。ラテンアメリカ諸国の共通点として、複数の政党の女性党員による超党派的なクォータ導入運動が展開されたことと既存の女性運動や公的機関がクォータ導入を強く支持したという点が指摘されている。また男性議員に対してクォータが近代化と民主化を推進するための有力な手段であることをもって説得したことが指摘されている。しかしそれだけではなお不十分であり、クォータに対する違憲判決を避ける論理的・法的根拠の重要性、さらに運用の詳細を規定することの重要性が指摘されている。法律型クォータの導入によって、女性議員の増加がもたらされたが、女性議員の増加は必ずしもジェンダー関連法案の採択率向上に寄与しているわけではない。クォータによってどのような女性議員が選出されたかに関してさらに分析と考察を深める必要がある。

6. 韓国におけるクオータ制度の急速な展開の背景には、従来の近代化論への不信感と現代民主主義における「代表性の危機」があるという指摘は重要である。どちらも女性の政治的代表性に寄与しなかったからであり、どちらにも政治領域の男性中心主義や女性の排除が根強く存在していたからである。韓国でもクオータ制の導入から実行まで最も重要な役割を果たしたのは女性運動であったという。1991年に地方自治が始まったのを契機に、女性運動が女性の政治的代表性に本格的に関心をもつようになり、90年代を通じて女性団体がクオータ導入を目指した連帯活動を展開したことに遡るといえる。女性運動がクオータ導入に深くコミットし、制度提言のみならず、候補者発掘、推薦、落推・落選運動など多様な運動を展開してきた事情を説明し、クオータ導入にとって女性運動が無視できないファクターとなっていることを明らかにしている。しかし韓国のクオータ制は、制度的には法律型だが、現実には政党型を併用しており、政党それぞれのクオータ遵守の自発性の程度によって、効果は大きく変わってくる。クオータの効果をどのように担保するが課題となっている。

7. アジアで最もジェンダー不平等指数が低いのが台湾である。台湾立法院の女性議員比率は33.6%である。台湾では女性定数保障制度の改正を重ね、2008年には30%を超えるようになった。議席割当以上の女性議員が誕生している背景には、女性定数保障制度の効果だけでなく、民進党、国民党がともに女性登用に積極的であることを指摘している。94年の台北市長選挙を皮切りに、女性運動団体が政党候補者を積極的に支持する姿勢を打ち出し、女性の地位向上や政治参加が選挙の争点になり、その後も地方行政・地方議会への女性の参加を促し、女性の積極的登用、女性の権利擁護のトレンドが定着してきたことが、現在の女性議員比率の高さを生む前提条件となったことが詳細に示されており、興味深い。

8. スコットランドでは、1999年の権限移譲に

より1707年以来停止されていた議会在復活したが、そのことが「新しい政治」を呼び起こし、その状況のなかで、労働党はクオータの導入を積極的に主張することで、国民党との差異化をはかり、主導権を獲得していった経緯を明らかにしており、興味深い。しかし最近ではエスニック・マイノリティや性的マイノリティの代表性が向上しているのに比して、主要政党のクオータへの取り組みが失速しているという。クオータ制の問題は、持続的改善の手を緩めるとたちまち後戻りする可能性を秘めていることが示唆されている。

イギリスにおける女性議員躍進の契機は、1997年総選挙にさいして、イギリス労働党による「女性のみ公認候補者名簿」の採用であった。女性有権者の支持獲得には、女性議員（候補）の増加が効果的だという判断にもとづく方策であったという事情は、一見平凡なようだが、示唆的である。

9. 以上のように各国のクオータ導入の経緯や展開過程、導入後の効果、そして課題を見ると、日本の現状が国際的動向からいかに立ち後れているかがよく分かる。日本における女性の政治代表の増加をめざす女性運動の影響力の弱さ、政治エリートの戦略的判断の欠如、国際圧力に対する反応の鈍さ、といった問題が浮上してくる。しかし同時にそこには是正に向けた明確な処方箋が示されている。開かれた職業選択、キャリア形成、ワークライフバランスの構築のためにも女性の政治的過少代表性は根本的に是正されなければならない。

クオータの問題は、「女性の過少代表の問題だけでなく、さらに様々なマイノリティの過少代表の問題をもあぶり出すものであり、クオータをめぐる議論が、政治的想像力を豊かにし、民主主義の深化を形成していくことにつながる」という本書の洞察は、この十年あまりの間に蓄積されてきた女性の過少代表性をめぐる政治学研究の到達点を示している。今後、多方面から参照され、あらたな議論を呼び起こしていくことであろう。